

第 2 部

各 論

次の内容について抜粋し、掲載しています。

基本目標 2 子どもの健やかな育ちを守ります

基本施策 2 教育・保育環境の充実

施策の方向 4 教育・保育の量の確保と質の向上

基本目標 3 保護者への子育て支援を充実します

基本施策 1 子育て支援の充実

施策の方向 1 子育て支援事業の充実

施策の方向 2 子育てにかかる経済的負担の軽減

第1章 施策への取り組み

2 基本目標2 子どもの健やかな育ちを守ります

すべての子ども一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められ、健やかな育ちが等しく保障されるための仕組みや環境を整備します。

基本施策2 教育・保育環境の充実

■ ■ 現状と課題 ■ ■

- 幼稚園、保育園、認定こども園のいずれかの教育・保育施設を利用している乳幼児の割合は、平成26年4月時点で、3-5歳99.5%、1、2歳63.2%、0歳15.4%となっており、人口の減少に反して、入所者数は低年齢児を中心に増加しています。一方、郊外では児童の減少に伴い、集団保育が困難な幼稚園、保育園が存在します。

また、「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」では、定期的に利用を希望する事業として認定こども園を希望する割合が26.8%となり、前回調査(平成20年)の6.9%を大きく上回りました。

これらのことから幼稚園、保育園の統合を含めた認定こども園化を推進し、教育・保育の量を確保することが必要です。

- 全国的に保育士が不足しています。県内の養成機関と連携して、保育士を確保するとともに、質の高い教育・保育を提供するため、教育・保育の質を向上することが必要です。

施策の方向 4 教育・保育の量の確保と質の向上

NO.は現行計画における番号です。
最終的には新計画に沿って連番をつけます。

現行計画において事業名が記載されていたものについては、施策として見直しをしています。
複数の事業をまとめたものがあります。

No.	施策	内容
34	教育・保育の提供	<ul style="list-style-type: none">・ 教育・保育施設(幼稚園、保育園、認定こども園)において、乳幼児に対し適切な教育・保育を提供します。・ 市民の多様なニーズに対応できるよう、時間外保育(延長保育)、夜間保育、休日保育を実施します。
35	低年齢児保育の充実 【拡充】	<ul style="list-style-type: none">・ 私立保育園等において、保育士を基準以上に増員配置する場合に人件費の一部を補助します。・ 急増する低年齢児の途中入所に対応できるよう施設の整備を進めます。【拡充】
新	認定こども園化の推進 【新規】	<ul style="list-style-type: none">・ 集団保育の重要性の観点から、未就学児童の減少する郊外の幼稚園と保育園を統合し、認定こども園化を推進します。

No.	施策	内容
		<p>【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育施設がない地域において、保育園の認定こども園化を進めます。【新規】 ・ 事業者の意向に基づき、私立の幼稚園、保育園の認定こども園への移行を推進します。【新規】 ・ 公立（市立）の幼稚園、保育園の認定こども園への移行について検討します。【新規】
新	資格取得の機会の拡充 【新規】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園教諭及び保育士について、幼稚園教諭及び保育士の両資格を順次保有できるよう、資格取得や免許更新の機会の拡充に努めます。【新規】 ・ 放課後児童支援員の資格取得を促進します。【新規】
39	教育・保育の質の向上 【拡充】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「福井市の保育所における質の向上のためのアクションプログラム(改訂版)」を実践し、保育園等の職員の資質と専門性を向上させ、子ども一人ひとりに対応した質の高い保育を提供します。【拡充】 ・ 教育・保育施設の保育士、幼稚園教諭による合同研修会を開催し、専門知識を深めます。【拡充】 ・ 統括保育園を中心として、子どもの教育・保育に関する研究を進め、その成果を広めることで、質の高い教育・保育を行います。【拡充】

3 基本目標3 保護者への子育て支援を充実します

子育てに対する負担の軽減や不安の解消を図るとともに、親としての成長を促すことで、保護者が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じられる社会を実現します。

基本施策1 子育て支援の充実

■■現状と課題■■

- 少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、子どもや子育てをめぐる環境は大きく変化しており、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感が増しています。地域において子育て親子の交流の場の提供や一時預かり保育の実施など、子育て支援事業の充実が必要です。
- 平成24年「就業構造基本調査」によると、福井県の15歳から34歳の有業者の割合は65.5%で全国3位、正規職員の割合は72.6%で全国2位となっています。また、県がまとめた平成25年「家計調査（福井市の家計）」によると、福井市民の実収入は、世帯主収入で全国平均を下回るものの、配偶者収入、その他の世帯員収入で全国平均を上

回っています。

一方、「少子化・子育てに関する福井市民意識調査」において、子育てをする上で困ったこととして「出産・育児に費用がかかりすぎる」と回答した割合は、34.4%でした。前回調査(平成20年)に比べて割合が下がったものの、経済的支援に対するニーズは依然として高くなっています。

これらのことから、引き続き子育てにかかる経済的負担の軽減が必要です。

施策の方向 1 子育て支援事業の充実

No.	施策	内容
49	地域子育て支援拠点の設置運営	<ul style="list-style-type: none"> 地域子育て支援センターを各区域に設置し、子育て中の親子が一緒に遊びながら交流を深める場所を提供します。子育てに関する相談、情報提供、講習会等を実施し、子どもの健全な育ちを支援します。【拡充】
34 72 36	一時預かり保育等の実施	<ul style="list-style-type: none"> 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育園、幼稚園、認定こども園等で一時的に預かり、必要な保護を行います。 障がいのある子どもを、日中一時支援を行う通所施設で預かり、日常的に介護している家族の就労支援及び一時的休息を支援します。 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった小学3年生以下の子どもについて、市が委託する施設において、一時預かり、保育園等への送迎、生活支援を行います。
38	病児・病後児保育の実施	<ul style="list-style-type: none"> 病気治療中や病気回復期で、入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある児童や集団保育が困難な児童を、指定病院において一時的に預かります。
37 75	短期入所等の実施	<ul style="list-style-type: none"> 保護者の病気や仕事などの社会的な事由で、児童の養育が一時的に困難になった場合、児童を福祉施設等において一時的に養育するショートステイ(短期入所生活援助)、トワイライトステイ(夜間養護)を実施します。
46	乳児家庭全戸訪問の実施	<ul style="list-style-type: none"> 生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、育児の不安や悩みを聞くほか、子育て支援に関する情報提供や育児相談を行います。
47	養育支援訪問の実施	<ul style="list-style-type: none"> 乳児家庭全戸訪問の結果に基づき、子育てに関する不安や孤立感等を抱える家庭や、養育支援が特に必要となっている家庭を対象に訪問し、指導・助言等を行います。専門的相談支援については、保健師等が、育児・家事援助については、ヘルパー等複数の訪問支援者が役割分担をし、効果的に支援します。

施策の方向 2 子育てにかかる経済的負担の軽減

No.	施策	内容
155	出産に係る負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険被保険者が出産した場合、出産育児一時金を支給し、国民健康保険世帯の費用負担を軽減します。
156	医療費に係る負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> 中学生以下の子ども、重度障害児、母子家庭等の医療費の保険診療分等にかかる自己負担金を助成します。 医師が入院養育を必要と認めた1歳未満の未熟児の医療費を負担します。
157	児童手当給付	<ul style="list-style-type: none"> 児童を養育している者に児童手当を支給し、家庭等における生活の安定と児童の健やかな成長を支援します。
159 160 158 161	利用者負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> 国の基準に対して保育料を軽減します。 多子世帯の家庭が教育・保育施設等(障害児通所施設を含む)を利用する場合、兄弟の年齢などの状況に応じて保育料を軽減します。 一時預かり施設(教育・保育施設を除く)における一時預かり等にかかる利用料を軽減します。 世帯の所得状況等に応じて、私立幼稚園就園奨励費補助金として入園料、保育料を補助し、新制度に移行しない幼稚園に在園する子どもの保護者の経済的負担を軽減します。
162	就学援助	<ul style="list-style-type: none"> 経済的な理由により就学が困難な小中学校の児童生徒の保護者に対し、学用品費の一部、学校給食費等の援助を行い、経済的負担を軽減します。
新	実費徴収に伴う補足給付 【新規】	<ul style="list-style-type: none"> 世帯の所得状況等に応じて、保護者が特定教育・保育施設等に対して支払う学用品費、通園費、給食費等の補助を行い、保護者の経済的負担を軽減します。【新規】
163	母子・父子家庭に対する給付	<ul style="list-style-type: none"> 母子家庭・父子家庭への支援として、児童扶養手当を給付することで経済的負担を軽減します。
164	障害児等に対する各種手当の支給	<ul style="list-style-type: none"> 障害児をもつ家庭への支援として、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、重症心身障害児福祉手当を給付することで経済的負担を軽減します。
33	育児休業等の取得に係る支援	<ul style="list-style-type: none"> 福井県の「育児・介護休業生活資金」の融資を受けた方の支払い利子を全額補給することにより、休業中の経済的支援を行います。